

「ラーケーション～体験活動推進日～」実施要項

茨城県立水海道第二高等学校

1 趣旨

ラーケーションとは、生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的とした制度である。この制度を通して、自己の在り方生き方を考えたり、探究的な学習活動をしたりして、これからの社会で必須な資質能力である問題解決能力などを身につけることがねらいである。

2 内容

年5日以内に限り、取得できる。取得した日は欠席扱いにならない。なお、残日数を翌年度に繰り返すことはできない。

3 申請方法

保護者等が、取得申請希望日の1週間前までに別紙「ラーケーション（体験活動推進日）許可願」を申請する。なお、報告書については、体験活動終了後、1週間以内に提出すること。

4 取得できない日

- ・4月始業式より2週間程度
- ・定期考査期間及び定期考査前1週間

（ただし、再試験対象者は、再試験期間中は取得することが出来ない）

- ・入学式・卒業式・始業式・終業式・長期休みに入る前日と長期休み明け
- ・学校行事がある日（御城祭・体育祭・修学旅行・遠足・学校公開事業等）
- ・その他、学校が登校すべきと判断した日

5 体験活動が適切であると認められない場所や活動

- ・高校生にとってふさわしくない場所
- ・原付免許取得のための受験や普通自動車免許取得のための自動車学校通学

6 その他

- ・ラーケーションの場所や活動について、適切かどうか判断に迷う場合、前もって学校に相談をする。
- ・学校管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となる。